

《関係法令》一般則第 8 条第 2 項、一般則の運用及び解釈

1 説明

移動式製造設備である輸送車から高圧ガスを受入れる事業所は、保安責任者を選任しなければなりません。ただし、受入事業所が第一種製造者である場合は、その事業所で選任されている保安係員でよいとされています。

本県では、C E (コールド・エバポレータ) 設置事業所における受入側保安責任者について、届出をお願いしています。

2 選任要件

C E 受入側保安責任者となる要件は、次の 又は となります。

受け入れる高圧ガスの製造又は消費に関し 1 年以上の経験

高圧ガス保安協会が行う高圧ガスの取扱いに関する講習の課程修了した者

3 様式及び添付書類

様式 一般則・・・任意様式 2 C E 受入側保安責任者届書

○ 添付書類例

- ・高圧ガス保安協会が行う高圧ガスの取扱いに関する講習の課程修了したことが分かる書類の写し (実務経験が選任要件の場合、又は、解任の場合は添付不要)

4 手数料

なし。

5 記入例

「別紙 記入例」のとおり。